

広島県建築基準法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年九月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第三十八号

#### 広島県建築基準法施行細則等の一部を改正する規則

(広島県建築基準法施行細則の一部改正)

第一条 広島県建築基準法施行細則(昭和五十三年広島県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(確認申請書に添える図書等) 第四条 確認申請書(法第十八条第二項及び同条第四項の規定による計画通知書を含む。以下同じ。)には、省令で定めるもののほか、次に掲げる図書を添えなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(確認申請書に添える図書等) 第四条 確認申請書(法第十八条第二項の規定による計画通知書を含む。以下同じ。)には、省令で定めるもののほか、次に掲げる図書を添えなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(工事監理者の決定等) 第六条 建築物の建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替(以下「建築等」という。)で、法第五条の六第四項の規定により工事監理者を定めなければならないもの(移転を除く。)をしようとする建築主が、法第六条第一項の規定による建築主事等の確認(法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を含む。)又は法第六条の二第一項の規定による指定を受けた者の確認(法第十八条第四項の規定による確認済証の交付を含む。以下同じ。)を受けようとするときは、当該工事の工事監理者を決定し、確認申請書に明記しなければならない。ただし、確認申請の時点で既に工事監理者を決定できないときは、当該工事に着手するまでに工事監理者を決定し、別記様式第二号による工事監理者決定届を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(工事監理者の決定等) 第六条 建築物の建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替(以下「建築等」という。)で、法第五条の六第四項の規定により工事監理者を定めなければならないもの(移転を除く。)をしようとする建築主が、法第六条第一項の規定による建築主事等の確認(法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を含む。)又は法第六条の二第一項の規定による指定を受けた者の確認を受けようとするときは、当該工事の工事監理者を決定し、確認申請書に明記しなければならない。ただし、確認申請の時点で既に工事監理者を決定できないときは、当該工事に着手するまでに工事監理者を決定し、別記様式第二号による工事監理者決定届を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(設計の変更届) 第三十三条 建築主等は、知事又は建築主事等の許可等(中間検査を除く。以下この項において同じ。)を受けた建築物等の計画の変更をして、当該建築物等の建築等をしようとするときは、別記様式第二十一号による設計変更届二通に、それぞれ当該計画の変更内容を示す図書及び許可等通知書類を添えて、知事又は建築主事等に提出しなければならない。</p>	<p>(設計の変更届) 第三十三条 建築主等は、知事又は建築主事等の許可等(中間検査を除く。以下この項において同じ。)を受けた建築物等の計画の変更をして、当該建築物等の建築等をしようとするときは、別記様式第二十一号による設計変更届二通に、それぞれ当該計画の変更内容を示す図書及び許可等通知書類を添えて、知事又は建築主事等に提出しなければならない。</p>

ただし、建築物等の計画の変更について、法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）後段の規定による建築主事等の確認（法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を含む。）又は法第六条の二第一項の規定による指定を受けた者の確認を受けた場合は、当該確認に係る設計変更届を建築主事等に提出することを要しない。

2-3 (略)

ただし、建築物等の計画の変更について、法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）後段の規定による建築主事等の確認又は法第六条の二第一項の規定による指定を受けた者の確認を受けた場合は、当該確認に係る設計変更届を建築主事等に提出することを要しない。

2-3 (略)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第2号（第6条関係）

工事監理者決定（変更）届

（略）

先に建築基準法第6条第1項（第6条の2第1項・第18条第3項・第18条第4項）の規定による確認を受けた次の建築物の工事監理者を決定（変更）したので、届け出ます。

（略）

注（略）

改正前

様式第2号（第6条関係）

工事監理者決定（変更）届

（略）

先に建築基準法第6条第1項（第6条の2第1項・第18条第3項）の規定による確認を受けた次の建築物の工事監理者を決定（変更）したので、届け出ます。

（略）

注（略）

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部改正)

第二条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則(平成二十八年広島県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(所有者の変更に係る報告)</p> <p>第四条 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物について、建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項、同法第十八条第二十二項又は同条第二十六項に規定する検査済証が交付されるまでに当該建築物を譲り渡した者又は譲り受けた者は、別記様式第二号による建築物(住戸)の所有権を移転した旨の報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十五条第一項(法第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定を受けた場合にあつては、省令第二十五条第二項(省令第二十八条において準用する場合を含む。)の通知書の写し及び建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項、同法第十八条第二十二項又は同条第二十六項の検査済証(以下「検査済証」という。)の写し</p> <p>三―五 (略)</p>	<p>(所有者の変更に係る報告)</p> <p>第四条 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物について、建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項に規定する検査済証が交付されるまでに当該建築物を譲り渡した者又は譲り受けた者は、別記様式第二号による建築物(住戸)の所有権を移転した旨の報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十五条第一項(法第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定を受けた場合にあつては、省令第二十五条第二項(省令第二十八条において準用する場合を含む。)の通知書の写し及び建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の検査済証(以下「検査済証」という。)の写し</p> <p>三―五 (略)</p>

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

第三条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則(昭和三十九年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(建設事務所長への委任)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>一―七十九 (略)</p> <p>八十 (略)</p> <p>(一) 国 (略)</p> <p>第十八条第三十八項第一号及び第二号 (第百八十七条の四並びに第百八十八条第一</p>	<p>(建設事務所長への委任)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>一―七十九 (略)</p> <p>八十 (略)</p> <p>(一) 国 (略)</p> <p>第十八条第二十四項第一号及び第二号 (第百八十七条の四並びに第百八十八条第一</p>

<p>項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定</p> <p>㊦ 第十八条第四十一項(第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による措置の要請</p> <p>㊧ 略</p> <p>八十一―百十一 (略)</p>	<p>項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定</p> <p>㊦ 第十八条第二十五項(第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による措置の要請</p> <p>㊧ 略</p> <p>八十一―百十一 (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に規定する政令で定める日から施行する。